

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨の命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、土壌汚染対策法に定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染が存在する蓋然性が相当高く、かつ、汚染土壌に対する人の暴露の可能性のある土地があると認めるときは、当該土地の土壌汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、調査の実施及び調査結果の報告を行うよう調査命令を行います。</p> <p>なお、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地については、調査命令の対象とはなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第5条第1項 土壌汚染対策法施行令第3条、第4条 土壌汚染対策法施行規則第28条、29条、30条 (http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)</p>
処分基準	<p>調査命令の対象となる土地は、次のイ、ロ、ハ（施行令第3条）のいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準（法第7条第4項）に適合する措置が講じられていない土地です。</p> <p>イ 当該土地の土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法に定める有害物質）による汚染状態が溶出量基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に次の地点のいずれかが存在すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地下水を人の飲用に供するための地下水の取水口 ②地下水を水道事業等のための原水として取り入れるための取水施設の取水口 ③都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている地下水の取水口 ④地下水のゆう出を主たる原因として、水質環境基準を超過する水質汚濁が発生した公共用水域の地点 <p>ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じていると認められ、かつ、上記イと同様に地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に人が地下水を摂取する地点等が存在すること。</p> <p>ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が含有量基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	